



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F  
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階  
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

2023 年 8 月 29 日(火)

## 永年勤続表彰金の 社保・労保・課税上の取扱い

### 今年の 6 月に事務取扱いが追加された事項

今年の 6 月 27 日に出された「標準報酬月額  
の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関  
する事例集」に永年勤続表彰金について以  
下の問答が追加されました。

問「事業主が長期勤続者に対して支給する  
金銭、金券または記念品は報酬等に含まれ  
るか」

答「永年勤続表彰金については、企業によ  
り様々な形で支給されるためその取扱いに  
ついては名称などで判断するのではなく、  
その内容に基づき判断を行う必要があるが、  
少なくとも以下の要件をすべて満たすよう  
な支給形態であれば、恩恵的に支給される  
ものとして原則として報酬等に該当しない。  
ただし、当該要件を一つでも満たさないこ  
とをもって直ちに報酬等と判断するのでは  
なく、事業所に対して当該永年表彰金の性  
質について十分認識したうえで総合的に判  
断する。

### 「永年勤続表彰金における判断要件」

①表彰の目的が企業の福利厚生施策または  
長期勤続の奨励策として実施するもの。な  
お、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与  
されるような場合はより福利厚生の側面が  
強いと判断される。

②表彰の基準は勤続年数のみを要件として

一律に支給されるもの

③支給形態は社会通念上いわゆるお祝い金  
の範囲を超えていないものであって表彰の  
間隔がおおむね 5 年以上のもの。

労働保険上の取扱いは行政手引 50502 に  
よると「勤続年数に応じて支給される勤続  
褒賞金は、一般的には賃金とは認められな  
い」とされています。

### 課税上の取扱いは

国税庁のタックスアンサー2591によると  
創業記念で支給する記念品や永年にわた  
って勤務している人の表彰にあたって支給  
する記念品などは、一定の要件を満たして  
いれば給与として課税しなくともよいとな  
っています。ただし、記念品の支給や旅行や  
観劇への招待費用の負担に代えて現金、商  
品券などを支給する場合にはその全額（商  
品券の場合は額面額）が給与として課税さ  
れます。

